

国立大学法人島根大学と一般財団法人くにびきメッセとの包括的連携に関する協定書

国立大学法人島根大学と一般財団法人くにびきメッセは、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、地域関係者と連携した適切なサポート体制の整備を図り、学術会議等を誘致・拡大することで、地域の活性化及び人材育成を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）国際会議等の誘致・開催、海外ネットワーク形成等を通じた人材育成に関すること
- （2）学内研究者への情報発信、国際会議等の開催機運醸成イベント等の実施に関すること
- （3）その他目的を達成するため、両者が協議して必要と認める事項

（実施内容）

第3条 前条に掲げる連携事項の実施内容は、双方において協議の上、決定するものとする。

- 2 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。
- 3 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。

（秘密等の保持）

第4条 両者は本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から2027年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、両者いずれからも別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年7月31日

国立大学法人島根大学長

大谷 浩

一般財団法人くにびきメッセ

理事長

小林 淳一